

イマヌエル・カント

デューズブルク遺稿（一七七三～七五年）R 4674-4684（下）

城戸 淳 訳

Immanuel Kant

R 4674–4684 : Lose Blätter aus dem
Duisburg'schen Nachlass (1773–75)

Zweiter Halbtel

in : Kant's gesammelte Schriften, hrsg. von der Königlich
Preußischen Akademie der Wissenschaften (und Nachfolgern),
Berlin u.a. 1900 ff., Bd. XVII (Abt. III, Kant's Handschriftlicher
Nachlaß, Bd. IV, Metaphysik, Theil I), bearb. von Erich Adickes,
Walter de Gruyter, Berlin/Leipzig 1926, S. 643–673.

übersetzt von
KIDO Astushi

カント デュースブルク遺稿（一七七三～七五年） R 4674-4684（下）

R 4678 (LBl. Duisburg 12.)

一頁目

魂には触発の原理があるが、それと並んで配置の原理が備わっているということ。現象が秩序をもち、表象力の統一に服することができるのは、共通の配置の原理に現象がしたがっている場合だけであるということ。すべての現象は汎通的な規定をともなっているが、やはり心のなかに統一をもたねばならず、したがって表象の統一を可能とするような条件に服従しなければならない。表象の統一のために必要とされるものだけが客観的条件に属する。覚知の統一は、空間と時間の直観の統一にかならず結びついている。というのもこの覚知の統一がなければ、直観は実在的表象をもたらさしめないだろうからである。

解明の原理は一方では覚知の法則によって規定されねばならず、また他方では悟性能力の統一によって規定されねばならない。解明の原理は観察の基準であって、諸知覚から借用されるのではなく、知覚全体の根拠から引きだされるのである。（同根源的であって、諸知覚から抽象されたものである。）

純粋な（アプリアリな）思考が、「純粋である」にもかかわらず経験と、すなわち感官の客観と関係していると、そのような思考は原則（Grundsätze）を含むことになる。その原則のなかには、あらゆる経験の起源が、すなわち経験であるために汎通的に規定されているものの起源が、含まれている。

われわれは、概念を構成することができない場合には、概念を解明しなければならない。われわれは直観を構成することはできるが、現象を構成することはできない。しかしわれわれは現象の解明の規則をもたなければならぬ。これらの規則がじつさいに現象そのものの規則であるのは、しかしながら、現象の内的なものは現象を解き明かすこと (Auflösung) によつて発見されなければならないという点にとづいてゐる。【661】それゆゑ現象の解き明かしの規則とはほんらい覚知の条件なのであつて、それは覚知が一つの現象から別の現象へと移行しつつ、それらの現象を結合するものであるからである

「知覚は直観の規則のもとに立つ。結合された知覚の規則とは」

原則、「すべての思考されるものはある規則のもとに立つ」というのも、ただ規則によつてのみ、思考の客観となるからである。

総合 (同総合の原則) はアプリアリな思考の規則を含むが、それは思考が客観に向けて規定されている場合に限られる。したがつて総合には、一、純粹思考 (同 a) とその規則、二、客観の条件、すなわち、その条件のもとで或るものが客観として思考されるべく与えられている (あるいは、もたらされる) ところの条件 (同 x)、三、このような関係にもとづく思想の規定 (同 b)。

分析の原理、すなわち思考一般の規則。思考が主観の条件によつて制限されている場合、すなわち主観に向けて規定されている場合の思考の諸原理は、原則ではなく、制限 (Restrictionen) である。(一、經驗的総合一般の可能性について。) 認識が客観へとアプリアリに規定されるのは、つぎの場合である。一、その条件によつて客観が与えられている (＝構成) という際のその条件へと認識が向けられる場合、そして認識がただ現象の概念によつて

すでにbとの定まった同一的な関係のなかにあるからである。

しかしながら総合的命題においては、xとは、そのなかでaが規定されるものであって、さらにそのaの条件によつてbが規定されることになる。

概念a(三角形)の構成xにおいて(同によつて)同時に、二三角形における三つの角の等しさなどが規定されている。概念aの特殊化xによつて同時に、この概念aにおける関係bが規定されている。

わたしが〔出来事の〕発生を時間において特殊的に(specific)規定する、すなわち時間の系列における実在性を規定する場合、時間はたしかに、その〔時間の〕なかで(∃)〔発生が規定される〕という条件であるが、それによつて(durch)〔規定される〕という条件ではない。

その条件のもとでaが特殊的に規定されるところの感性的な条件がxであるなら、その機能によつてaがその条件のなかで規定されるところの普遍的な機能はbである。

R 4679 (Bl. Duisburg 13.)

一頁目

われわれは、われわれ〔じしん〕を、またわれわれがみずから行なう行為〔作用 Handlungen〕を、また諸現象を、意識しているが、それはわれわれがそれらの行為や現象の覚知〔把握〕を意識するかぎりのことである。そのような覚知は、それらをたがいに並列的に順序づけ、あるいはある感覚を別の感覚によつて把握することによつて成り立つ。

したがって、つぎの場合には、われわれは現象をまったく意識することがないであろう、すなわち「以下途絶」
【663】

感官の対象であるのは、わたしの感官へと働きかけるもの、すなわち作用し、したがって実体であるものだけである。それゆえに実体のカテゴリーは根本的なものである。ある表象の状態の開始はいずれも、つねにそれ以前の状態からの移行である。というのも、もしそうでなかったら、われわれはある状態が始まったということを知覚しないであろうからである。したがって、つねに同じ主体がある一つの対象に、そして別の対象にも妥当し、両対象の限界もまた共通であるのだから、後続する状態はそれ以前の状態に帰属するのであるが、そのさい以前の状態は後続する状態を規定するのである。心の統一においてある全体が可能であるのはただ、心が一つの部分表象にもとづいて別の部分表象を「規定する」というように部分表象を「相互に規定し、そうしてすべての部分表象が一つの作用のなかで概念把握されている——その作用はすべての部分表象に妥当することになる——ことによつてのみである。

$$x \cdot a \parallel m \cdot n$$

a が表示するものが、その条件によつて x が与えられるところの条件であるならば、a · b の関係は、矛盾律にしたがつて導き出され、「同時に」という制限なしに妥当する。たとえば「あらゆる実在性において（実在性は主体の作用によつてのみ与えられる）、実体と偶有性との関係がある」。ここで x は主体（「主観」）を意味する。a は客観の覚知を意味する。それゆえ $x \cdot a$ は根源的な作用の関係である（以下途絶）

現象の背後に実体が、すなわち合成の原因がなければならぬということとは、たんなる覚知によつてすでに表明されている。しかしながら、どのような実体であるか等々については、観察と判定によつて示されなければならぬ

い。作用のあるところに実体がある。たとえば光の場合の熱のように。しかしながら光が実体であるのかどうかは、覚知からは導かれず、現象の解明から導かれるのである。或るものが生起するものとして表象されるということ、その或るものを結果とみなすにはすでに十分である。というのもじっさいのところ、その或るものの覚知は心において生じる結果だからである、等々。

知性的な機能はそれゆえ覚知において始まる。だが特殊化によって、われわれにこの概念の適用の規則が与えられる。したがって総合についての「個々の」定まった規則はただ経験によってのみ与えられうるのである。しかし総合の普遍的な規範はア priori に与えられる。

二頁目

経験的な直観は現象である。【664】

意識されている現象は知覚である。

知覚はそれぞれ悟性の権原のもとにもたらされなければならない。なぜならもし悟性の権限下になければ、知覚は概念を与えず、知覚においてはなにも考えられないということになるからである。このような概念を介してわれわれは現象を使用するのである。あるいはむしろ概念は、われわれが現象を思考のための素材として使用する仕方を示している（「と云えるだろう」。一、量のためには直観一般〔が〕、二、現象における実在的關係を規定するためには感覚〔が必要である〕。石が重しになる、木が倒れる、（同物体が動く、）とわれわれは言う。すなわちそれは作用する、したがってそれは実体である。畑が耕される、牧草が干されて乾く、ガラスが割れる。これらは結果であり、原因へと関連をもつ。壁は固い、蠟は柔らかい、金は密度が高い。これらは合成における連結である。こ

のような諸概念がなければ、現象は総じてばらばらであり、たがいに属しあうこともないだろう。これらと同じような関係を現象が空間と時間のなかで相互にもつとしても、そのような関係は現象の客観にもとづいて規定されているのではないのであって、たんにたがいに並んで置かれているにすぎない。

経験とは理解され〔悟性化され〕た知覚である。しかしわれわれが知覚を理解するのは、知覚を悟性の権原のもとで表象するときである。経験とは、与えられた現象によって悟性概念を特殊化したものである。現象は質料あるいは基体である。

それゆえ、あらゆる現象は悟性権原のもとに立つということが前提されることよってのみ、経験は可能なのである。すなわち、すべてのたんなる直観に量がある、すべての現象には実体と偶有性がある。現象の変移には原因と結果がある。現象の全体には相互作用がある。したがってこれら諸命題は経験のあらゆる対象に妥当する。そしてまさに同じ諸命題が、心のもつ表象そのものの産出という観点から、心にも妥当するのであって、したがってそれらは生成 (genesis) の諸契機である。だが統覚の権原のもとへとすべての現象はもたらされねばならず、そのようにして現象は直観に即して構成され、また〔以下途絶〕

しかしながら、これらの概念のもとへと包摂するための条件は感性的な関係から取り出されるのであって、このような関係は悟性作用と類比的であり、内的感官に属する。統覚はこれについて〔以下途絶〕

作用するものは恒常的なものであって、作用や結果や合成だけが変わるものであるように思われるのは、なにに由来するのか。【665】

生起するすべてのものは、それを諸現象のなかで概念として規定するために、すなわち経験の可能性という点を顧慮して、ある規則のもとに入っているものとして表象されるのであって、その規則の関係は悟性概念によって表現される。現象 x において a が概念であるとき、その現象 x のなかには、 a によって考えられるもののほかに、 a の特殊化の条件が含まれてなければならない。その条件はある規則が必要とするが、それはその規則の機能が b によって表現されるような規則である。 a がその生起する時間のなかで特殊的に規定されうるのは、ただ規則をもちいることによつてのみである。それゆえ a の経験は規則なしでは成立しない。それゆえ十分な根拠の命題は経験の規則の、すなわち経験を布置する規則の根拠である。

「時間のなかでなにかに続いて起きるすべてのことは、なにか別の或るものから規則に則して帰結して起きる」、あるいは「出来事の継起に関しては規則が成り立つ」という命題は生起あるいは偶然性に関する概念 a の特殊化のなかには存していない。というのもここで考えられているのは現象だけだからである。(しかしながら生起することとはすでに、時間の規則にしたがつて現存在することである。)

現象を空間と時間の関係にしたがつて配置し秩序づけるには、規則が必要である。それは、現象そのものに形式が必要なと同様である。

ある出来事の前には、いつでもなにかが先行していなければならぬ（知覚の条件）。

ある出来事の前にはさまざまなものが先行することができ、しかしそれらのなかの一つの先行するものが、そこからいつでもそのある出来事が帰結して起きるといふものなのである。

実在性はいつでも（同ある時点に、そしてその時点を規定するものに）結びついている。すなわち、「時間」に随伴する或るものに結びついており、それによって実在性の時点は規定されるのである（知覚の条件）。

さまざまな随伴するものがあるが、しかしそれらなかでいつでも現に存在する或るものがある。【666】

「集合体は相互の連関のなかにある多数のものであるが、しかしこの連関のもとで」

（同同時にあるものに関して、いつでも集結がある（知覚の条件））。

（同しかし一緒に）さまざまなものが集結さうのだが、しかしながら、「多数のものが相互に規定しあうところでは、この結合は客観的に」客観的になにかが集められ結合しているとみなされるべき場合には、多様なものがそれぞれたがいに相互的に規定しているのである。

いつでもなにかがあり、したがって「恒常」永続的なもの、安定したもの（*stabile*）があるというのでなければ、しつかりした点はなく、すなわち時点の規定はできないだろう。それゆえ知覚はなく、いかえれば時間のなかでの或るものの規定もないだろう。

なにかが（同ある出来事の前）恒常的に先行するのでなければ、先行する多くのものなかに、系列において生起するものが帰属する先がなくなってしまうだろう。すなわち生起するものは系列において規定された位置をもたない、ということになるだろう。

知覚の規則によって感官の客観は時間において規定されうる。直観においては「事象」客観は現象としてたんに

与えられている。前者の規則にしたがって見出されるのは、対象がそのなかで与えられたところの系列とは、まったく異なった系列である。

二頁目

(同総合的なもので客観的に妥当することができるとは、条件であるもの以外にはないが、それは、その条件によってなにかが客観として与えられるような条件であり、あるいはその条件によって所与のものが客観として思考されるような条件である。客観が思考されるのは、それが現象の規則のもとに立つかぎりのことであって、規則の受容性こそが、【667】現象を客観的なものにするのである。それゆえ規則のもとに立つのは現象ではなくて、現象の根柢ある客観のほうである。この規則にしたがって客観は解明される。)

「なんらかの」このような知覚の規則がなければ、経験が形作られることもないだろう。その規則が現象の権原だからである。それは「感性的な概念」感性的な概念が直観の権原であるのと同様である。

現象の判定としての推定の規則は、規定する判断に先立つ。

(同たしかにひとは多くの現象するものを見ることができるとは、しかしそれを理解することができるとは、それを悟性概念のもとにもたらし、悟性概念を介して規則との関係のなかへともちこむときに限られる。これが悟性による想定である。)

(同総合が現象の関係を含みもつのは、知覚においてではなく、概念においてである。知覚におけるすべての関係は、「知覚の話である」にもかかわらず、さらに概念における関係を前提する。このことが示すのは、心は総合の普遍的な「源泉」、そして十分な源泉をみずから自身のうちにもっているものであって、あらゆる現象はこの源泉において解明可能だ (exponibel) ということである。)

知覚の原理。

観察の「規則」原則、あるいは現象一般の解明の原則。

それは経験の推定である。

悟性の類推。

直観の公理、悟性の類推、理性の請願 (petitionen)。

われわれが或るものを知覚するのはただ、「それに関する」われわれの覚知を意識し、したがってわれわれの内的感官における「その」現存在を意識し、【668】それゆえそれを、心における三つの関係のうちの一つに属するものとして意識していることにもとづく。観察はすべて規則を必要とする。

知覚における知性的なものは内的感官の力に関わっている。「観察の原則」観察の類推は汎通的な知覚、すなわち汎通的に規定された知覚に関わる。

あらゆる結合は心によってなされる。そして心が客観的に結合するのは、その相関物 (correlatum) にもとづいて必然的に規定されるものだけである。もしそのように規定されていないなら、諸表象はたしかにまとめて置かれてはいるが、連結されていないのである。すなわち「表象のまとめり」知覚でのことであり、概念におけるものではない。

心のなかの恒常的な原則に適うものだけが、客観と呼ばれる。それゆえ客観的な判断には判定が先行しなければならぬ。というのもその他の、このような原則を受けいれないものはすべて、われわれにとっては無であり、知覚されることさえもできないからである。というのも知覚は、普遍的な根拠にもとづく結合を必要とするからで

ある。

R 4682 (Ibl. Duisburg 16.)

一頁目

生起するものという概念は感性の規定であるが、しかしその規定は、生起するものを時間継起のなかへと措定することによるのだから、悟性による規定なのである。さて、このような生起するものは、なにか先行するものとの関係においてのみ生起しうる。したがって、「生起するものは先行するものによって規定される」という規則が意味するのは、(同生起するすべてのものは時間の秩序のなかで規定可能であって)、「時間における現存在の位置の規定は悟性によって、したがって規則にしたがって行なわれなければならない」ということにほかならない。

実在性とは、なにかが知覚の客観であるということがそれに依拠しているというものである。『いかなる実在性においても実体に対する偶有性の関係がある』が言わんとするのは、【669】「時間における現存在の規定一般は全時間において存在するものによってのみ行なわれうる」ということである。

現象の類推が言わんとするのは、もしわたしが時間における関係の普遍的条件によって現象のあらゆる関係を規定するのでないならば、わたしはいかなる現象に対してもその位置を指定することがないだろう、ということである。

それゆえ、実体、根拠、全体の概念はただ、現象におけるあらゆる実在性にその位置を指定するためにだけ役立つのである。というもの二頁目それぞれの概念は時間の機能あるいは次元 (dimension) を表わしており、その

機能あるいは次元において、知覚される客観が規定されて、現象から経験が生まれるはずだからである。

R 4683 (LBl. Duisburg 17.)

一頁目

1

物一般すべてに妥当する総合的命題は偽であり、とりわけその主語が純粋な悟性概念である総合的命題は偽である。ただし、その命題が客観的に（同端的に）妥当すべきではなく、ただ理性の使用の主観的制限のもとのみ妥当すべきだという場合は別である。

感性の条件だけが総合というものを可能にする。一、純粋な直観の〔条件〕、二、経験的な直観の〔条件〕（外的感官と内的感官）。

さらに、わたしの悟性の経験的な使用の〔条件〕、あるいは合理的な使用の〔条件〕。というのは、その或るものなかでひとがaの概念のほかにさらにbをも認識することができるような或るものが宿っているのは、aの感性的条件のなかだけだからである。

二頁目

2

総合的な命題はすべてである同種性 (homogenität) をもっている。それは、〔総合命題においては〕一方の概念が知性的であり、他方の概念が経験的であるように思われるにもかかわらず、そうなのである。解明においては

それらの概念は「経験的」同種である。ひとは概念のかわりに、概念の特殊化だけをうけとる「そして」。【670】

概念把握する (concipere) とは、或るものの概念をア priori に作ることである。概念化の原理は「主観に向かう」、思考一般の原理か、絶対的定立の原理か、ア priori な総括の原理かのいずれかである。第一の原理の感性的条件は「受容」感性的全体であり、第二の原理の感性的条件は所与一般に関する思考全体であり、第三の原理の感性的条件は全体それ自体、すなわち総体性である。

悟性が感性においてなにかを規定することができるのは、ただ普遍的な作用を通じてのみである。たとえば、発生は継起の普遍的条件によって「規定される」。現存在はすべての現存在の主体によって「規定される」。共在は普遍的な統一によって「規定される」。

R 4684 (I.B.I. Duisburg 18.)

一頁目

感官にまったく与えられていない物一般のなかに、物の概念 a によって現に考えられているもの以外に、さらにそれ以上ななが含まれているのかを、ひとはどのようにして知ることができるのだろうか。しかし、なにかが生起する時間は別の時間と区別しえないから、継起はただ時間の規則によってのみ規定され「なければならぬ」ことができるのであり、それゆえわれわれは感性的な条件のなかでさらに、a において考えられていたもの以上のものを表象するのである。すなわち、(三角形の) 構成としてのこの時間のなかで、あらゆる時間を表象するのである

が、そのあらゆる時間において、まったく同じ構成要素が存在するのであれば、それがまさに「時間というものの」相関物である。客観は内的感官に対して構成されるのであって、われわれは客観をこのような構成の類推物 (analogon) によって表象するのである。すなわち、或るものが別の或るものから帰結するのと同様に、なにかが生起すればいつでもそれに別のなにかが続く。あるいは、三角形がある規則に則してのみ構成されて、そしてすべての「ほかの図形」の規則として役立つように、このような「継起の」表象は現象を規定する普遍的な作用の一つであって、このように規定されることによって現象はある規則を「われわれに」与えるのである。【671】

分析的判断においては、述語はほんらい概念 a に向けられているのであり、総合的判断においては、述語が概念のなかに含まれていないから、述語は概念の「条件」客観に向けられている。しかし、概念に対応する客観は、その概念の遂行のための、すなわち具体的なものなかに (in concreto) 「概念を」定立するための一定の条件を有している (というのは、概念はおの普通の作用であるが、その作用は、その基体のなかへと「対象が」対象の表象が定立されるようなある基体を前提しているのである)。さて、あらゆる概念の条件は「ほんらい」感性的なものである。それゆえ、概念もまた感性的であって、にもかかわらず普遍的であるという場合には、その概念はその具体的なすがたにおいて捉えられなければならない。たとえば、三角形はその構成において「捉えられなければならない」。概念が純粹な直観を指示せず、経験的な直観、すなわち経験を指示する場合、x は、空間と時間における相対的定立 (a) の条件を、すなわち或るものを空間と時間のなかで普遍的に規定するための条件を、含むのである。

現象が時間によって規定されるというのが普通だが、総合においてはしかし時間が現象によって、たとえば実存

在するものの現象や生起するものの現象や共に在るものの現象によって、規定されるのである。これら〔存在、生起、共在〕が現象のもっとも普遍的な〔形式となる〕ものであつて、現象の「実在的なもの」実在性は質料である。

現象の知解について。たとえば、或るものが実在する、或るものが生起する。このようなものはじつさいすでに、時間の形式のなかへと定立された知性的なもの (intellectuale) である。或るものというのは実在性 (感覺) であり、生起とは継起としての実存在である。さて、現象は何によって知性的なものになるのだろうか？

総合的判断において、二つの純粋な理性概念が相互的な関係に立つことはできない。純粋な悟性概念が、感性的条件——現象の条件であれ、アプリアリな表象の条件であれ——のもとにある概念と関係をもつことはできる。その原因。

【672】

自由な行為は当然ながら共通の選択意志 (Willkür) 意志によって規定されるが、そのような自由な行為の法則の総括が法である。選択意志ということではわたしは、力をともなつて規定する意志を理解している。

悟性の類推が明証性をもたないのはなぜなのか。類推は構成的ではあるが、しかし直接に客観的であるのではない。

〔以下第二頁目は省略〕

【解題】

以上に訳出したのは、いわゆる「デューズブルク遺稿」として知られるカントの一連の手書きの遺稿（綴じられていない紙片）である。その前半部分を「上」として昨年『知のトポス』第一号に、後半部分を「下」として本号に掲載した（ただし一部省略した）。底本には、表題裏のページに掲げたように、アカデミー版カント全集第一七巻のエーリヒ・アディケスの校訂になるテキストをもちいた。

訳文中の記号については、「」内の数字は全集第一七巻のおよそのページ数を示している。「」で括られた小さい字はカントにより抹消された箇所である（ただし邦訳に再現しえない場合は省いてある）。（同）とある箇所は周辺のテキストの執筆と同時期に挿入された文言である。「」は訳者による補足などである。

この遺稿群がいつ書かれたものかについては、R 4675が一七七五年五月二〇日付のベルトマンからのカント宛書簡の余白に書かれたものであることが基準となつて、およそ一七七五年頃に書きとめられたものであることは明らかであるが、全体としてはそれ以上厳密には特定しがたい。底本の校訂者アディケスによればこれらは p の時期（一七七三～七五年）に由来すると推定されており、拙訳の表題に掲げた年代はこの年代推定に拠る。

周知のように、カントは一七七二年のヘルツ宛書簡において「対象によって……触発されることなしに対象に係するような表象はいかにして可能なのか」(X 130 F) という問いを立てて、カテゴリーの客観的妥当性の証示という新たな問題圏へと歩み入ることになった。デューズブルク遺稿に刻まれているのは、この問いに答えようとする

さまざまな概念をもちこみ、工夫を試み、作業を続けた一七七〇年代半ばのカントの思索であり、これが一七八一年の『純粹理性批判』第一版における超越論的演繹論や図式論、原則論へと展開してゆくことになる。

とくに注目すべきは、「統覚」の概念をはじめこのカテゴリー演繹の問題圏に導入し、自我や自己意識の原理を認識論の中心に据えたことである。その意味でこの遺稿群は、カント哲学の中心的なモチーフの一つが産声をあげた場面を伝える貴重なものである。(ただし、ここでは統覚は「自己知覚」とみなされ、また自我の実体性が温存されている点で、『批判』での超越論的統覚の思想からはいまだ距離があるということにも注意する必要があるだろう。)

また、いわば「x-a-b 記法」で試みられるさまざまな分析の試みも興味深い。『批判』の分析論においても、ここで試みられた思想は容易にたどることができるが、記法そのものはまったく姿を消している。些末な記号を駆使して、また記号の意味もつぎつぎと書きかえながら、なんども同じ問題に挑戦するカントの労苦には、いつけん堅固なカント哲学体系の生成のダイナミズムを垣間見るようで、胸を突かれる。

一七七六年のヘルツ宛書簡でカントは、一七七〇年の教授就任論文以来、自分は今もう長いあいだ業績を出していないと非難されているが、じつはここしばらくほど「体系的、持続的に仕事をしたことはかつてない」、しかしすべてが「堤防のようなある主要問題によって堰き止められている」(X 198 f.)と吐露しているが、ここで言われる主要問題とはおそらくデュースブルク遺稿でとりくんでいた演繹問題であったと思われる。

デュースブルク遺稿には、カント哲学発展史上の重要な資料として、これまでもしばしば注目が寄せられてきた。二〇一〇年でも、ガイヤー (Paul Guyer, *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge University Press, 1987) や

カール (Wolfgang Carl, *Der schweigende Kant. Die Entwürfe zu einer Deduktion der Kategorien vor 1781*, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1989) 、 ヌルメ (Heiner F. Klemme, *Kants Philosophie des Subjekts. Systematische und entwicklungsgeschichtliche Untersuchungen zum Verhältnis von Selbstbewusstsein und Selbsterkenntnis*, Kant-Forschungen 7, Meiner, Hamburg 1996) などの著名な研究者が主題的にとりあげてきたし、新しい論文も出てい²る (z.B. Alison Laywine, *Kant's Metaphysical Reflections in the Duisburg Nachlass*, *Kant-Studien*, 97. Jahrg., S. 79-113)。拙論「カントにおける自己意識の問題——超越論的主観と統覚の総合的統一」(新潟大学人文学部『人文科学研究』第一一〇輯、二〇〇二年)でも、主として自我論・自己意識論の文脈でこの遺稿群の問題に触れたので、参看していただければ幸いである。

なおこの時期のカントの思想形成については、一七七〇年代後半に由来する講義録「哲学的エンチクロペディ―講義」(城戸淳訳、新潟大学現代社会文化研究科『世界の視点——変革期の思想』二〇〇四年)もあわせて参考にする³と、より大きな枠組みで理解することができるだろう。

邦訳にさいしては、森口美都男「超越論的演繹の生成——一七七〇年代のカント」(『「世界」の意味を求めて——哲学論集(一)——』晃洋書房、一九七九年)の訳語をいくつか拝借した。また「下」にあたる本号の邦訳には、ケンブリッジ版英訳カント全集の遺稿の巻 (*Notes and Fragments* (*The Cambridge Edition of the Works of Immanuel Kant*), hrsg. von Paul Guyer, übersetzt von C. Bowman / P. Guyer / F. Rauscher, Cambridge University Press, 2005) を参考にすることができた。

この拙訳は万全を期したのではなく、ひとつの試訳であって、杜撰な点が散見されるのは承知している。しか

し遺稿はカント研究の不可欠の資料であつて、その「遺稿におけるカント」のすがたを伝える一助ともなればと思
い、訳出した次第である。

(城戸 淳)